

九十九里町公告第5号

制限付き一般競争入札（電子入札方式）の実施に係る共通事項について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、制限付き一般競争入札を電子入札方式により実施する場合に係る共通事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月21日

九十九里町長 大矢 吉明

1 制限付き一般競争入札（電子入札）の参加者に必要な資格に関する事項

制限付き一般競争入札（電子入札）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 当該入札の公告の日において、九十九里町入札参加資格者名簿に発注する建設工事の請負、業務委託、物品の購入その他の契約（以下「発注工事等」という。）の入札公告で定める工種又は業種区分で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注工事等の入札前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
  - ④ 発注工事等に係る公告日から入札日までの間、九十九里町建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置並びに千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置を受けている者
  - ⑤ 九十九里町契約に係る暴力団対策措置要綱又は千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- (3) 建設工事にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有し、発注工事等を管理し得る主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (4) 業務委託にあつては、当該委託業務を的確に遂行できる人員を配置できること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、発注工事等ごとに入札公告に定める資格要件を満たす者であること。また、同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加することができないものとする。

## 2 入札公告

発注工事等ごとに行う入札公告（以下「入札公告」という。）は、九十九里町役場内に設置する入札・契約情報に関する掲示板に公告文書を掲示し、ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）、九十九里町ホームページ及び日刊の建設新聞紙に掲載して行う。

## 3 現場説明及び設計図書等の縦覧

- (1) 現場説明会は、原則として実施しない。
- (2) 発注工事等の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のいずれかの方法により縦覧するものとし、入札公告に規定する。
  - ① 入札情報サービスに掲載し、縦覧する。
  - ② 九十九里町ホームページに掲載し、縦覧する。
  - ③ 入札執行課にて縦覧する。この場合、縦覧する日時及び場所については、入札公告に規定する。

## 4 入札参加手続き等

入札参加者は、本公告及び入札公告に定める資格要件を満たしていることを確認のうえ、申請しなければならない。

### (1) 申請方法

- ① 入札公告に定める申請期間内にちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争参加資格確認申請書に入札公告で指定した必要書類を添付して申請し、入札参加資格に関する事前確認を受けなければならない。
- ② 入札参加者のうち、電子入札システムにより申請書を提出することが困難な者（以下「紙入札参加者」という。）は、九十九里町電子調達システム運用基準の規定による必要書類を契約担当課に入札公告に定める申請期間内に提出するものとする。
- ③ 電子入札システム等で提出した必要書類に関して契約担当課から説明を求められた場合は、必ずそれに応じなければならない。

### (2) 入札参加資格の確認通知

- ① 入札参加資格確認申請者に対し、入札公告の結果通知日までに電子入札システムにより確認結果を通知する。

なお、当該入札が事後審査方式である場合は、入札参加資格の基本的事項を確認した結果であり、全ての資格要件を確認及び承認するものではない。

- ② 入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者で異議のある者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。

また、書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答する。

## 5 設計図書等に対する質疑

(1) 入札参加者は、設計図書等の内容に疑義があるときは、任意様式で質問書を作成し入札公告に定める質問期限までに、当該発注工事等の担当課に質問書を提出すること。

なお、提出した者は、必ず到着確認の連絡をすること。到着確認をしない場合は、町は不着の責任を負わない。

(2) 質問書の提出があった場合は、入札公告に定める期限までに、入札情報サービスに質問回答書を掲載する。

## 6 入札書の提出に関する事項

### (1) 入札の方法

① 入札書の提出方法は、入札公告に定める入札期間内に電子入札システムに入力することにより提出すること。

また、紙入札参加者は持参等により、同期間内に入札書を契約担当課に提出すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

ただし、入札公告に特別の記載がある場合は、この限りではない。

③ 入札書が入札書受付締切予定日時までに提出されない場合は、未入札として取り扱うものとし、以降いかなる場合においても入札書は一切受け付けない。

### (2) 内訳書

① 内訳書の提出の有無は、対象案件ごとに入札公告に定める。

② 内訳書は、電子入札システムにより入札書と同時に内訳書の電子データを添付して提出すること。

また、紙入札参加者は入札書と併せて内訳書を提出すること。

③ 内訳書は、任意様式とするが、町参考様式に準じて作成し、内訳書に記載する金額は、入札書に入力又は記載した金額と同額とすること。

④ 内訳書を提出しない場合及び提出された入札書と内訳書の合計金額が異なる場合は、該当する入札を無効とする。

(3) 入札書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

## 7 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 8 入札者の公表

入札の途中において入札参加者の公表を行わない。

## 9 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに九十九里町電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札参加資格を有すると認められた者であっても、確認通知書の通知日以後、落札決定通知書の通知日前までに指名停止措置等を受けた者の入札は無効とする。

## 10 開札の場所及び日時

(1) 開札は、入札公告に定める日時及び場所において執行する。

(2) 入札参加者（事前確認において資格要件を満たさなかった者を除く。）は、開札に立ち会うことができる。立ち合いを希望する場合は、開札日前日までに契約担当課に連絡するものとする。

また、代理人が立ち会う場合は、立合委任状を提出すること。

## 11 落札候補者の決定

(1) 開札の結果、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、最低制限価格を設けていない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。以下、低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

(2) 落札候補者及び次順位候補者が決定したときは、落札を保留し、落札候補者から順に入札参加資格を確認する。

(3) 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

## 12 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

(1) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。

(2) 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して次順位候補者の順位を決定するものとする。

## 13 入札参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者となった者は、事後審査に係る落札候補者資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を落札候補者となった旨の通知日を含め3日以内（閉庁日を除く。）に契約担当課まで持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 審査の結果、入札参加資格があると確認されたときは、当該落札候補者を落札者とする。この場合において、すでに審査を行ったものを除き、その他の入札参加者の資格確

認は行わない。

- (3) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示する。
- (4) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該落札候補者がした入札を無効とし、速やかにその旨を当該落札候補者に通知するとともに、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示する。
- (5) 前号の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者で異議のある者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。  
また、書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答する。
- (6) (1) から(5) までの規定は次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。

#### 1 4 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から、7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年九十九里町条例第7号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前号に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

#### 1 5 契約保証金

建設工事にあつては、契約者は九十九里町財務規則第142条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保として国債等又は金融機関の保証を持って、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 1 6 異議申し立て

入札した者は、入札後、設計図書及び契約条項について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 1 7 入札に関する注意事項

- (1) この公告に記載する事項以外の事項については、九十九里町電子入札約款及び九十九里町電子調達システム運用基準のとおりとする。
- (2) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、公告及び関係書類を熟読し、入札に参加すること。
- (2) 申請書等のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (4) 工期、履行期間又は納入期限は、事情により変更することがある。
- (5) 落札者は、下請、労働者の確保及び資材購入について、可能な限り九十九里町内の業者に発注すること。

## 19 問い合わせ先

九十九里町役場	企画財政課	財政係	電話	0475-70-3126
		管財係	電話	0475-70-3127